

# ご活用ください！ 町の支援制度

町では、町民のみなさんの生活やチャレンジを応援するため、さまざまな支援制度を準備しています。各分野ごとに町の支援制度を紹介しますので、ぜひご活用ください。

## 農業支援

担当：農林課農産係☎0234-42-0178

補助金・事業名	対象	補助額	
農業本気やる気プロジェクト支援事業補助金	6次産業化支援事業	加工施設整備費・販売施設整備費	経費の1/4以内（団体は3/10以内） 上限30万
	園芸産地拡大強化支援事業	パイプハウスなど園芸施設設置経費	経費の1/4以内（団体は3/10以内） 上限100万円
	施設園芸周年化拡大支援事業	園芸施設の附属設備、暖房機導入、土地基盤整備や連作障害対策のハウス移転にかかわる経費	
	農業用施設機械等導入支援事業	農業者団体が農作業の効率化、生産拡大などにつながる農業用機械設備の導入経費	経費の1/10以内 上限100万円
	スマート農業推進支援事業	省力化や生産性の向上、高品質生産を図るためのICTなど先端技術導入に係る経費	経費の1/3以内（団体は2/5以内） 上限100万円
	新規就農者育成支援事業	新規就農者が、農業経営の確立を目指すための施設整備、機械導入に係る経費	新規設備：経費の1/3以内 修繕または更新：経費の1/4以内 上限100万円
花き種苗費支援事業補助金	（株）庄内町種苗センターを利用した方	花き種苗費の5%	

## 移住支援

担当：企画情報課移住定住係☎0234-42-0228

補助金・事業名	対象	補助額
空き家利活用促進事業補助金	①新たに空き家バンクに空き家を登録する方 ②空き家バンクに登録している空き家の所有者または売却・賃貸を行うことができる権利を有する方	①前年度の固定資産税額または3万円のいずれか少ない額 ②家財道具や不要物の処理・収集運搬費用、リサイクル料金、ハウスクリーニング費用など対象経費の1/2（上限15万円）
移住新生活支援事業費補助金	所定の条件を満たし、町外から町内の民間賃貸住宅へ移住する世帯	住居費（敷金、礼金、仲介手数料）および引越費用など対象経費の1/2（上限5万円） ※ただし条件によっては上限10万円
移住スタートアップ応援補助金	所定の条件を満たし、町外から町内の登録空き家に賃貸借契約を締結し移住する世帯	月額家賃に相当する額の1/2（上限2万円）を最大6か月
移住支援事業費補助金	所定の条件を満たし、東京圏から移住する世帯	世帯100万円（単身60万円）、子ども1人につき100万円
やまがた就職促進奨学金返還支援事業	①やまがた若者定着枠：学生 ②Uターン促進枠：就業者 ※①②とも諸条件あり	①県内就職後最大月額26,000円×48か月 ②年間返還額×3年間（上限60万円）

## 商工業支援

担当：商工観光課商工労働係☎0234-42-0138

補助金・事業名	対象	補助額	
小規模事業者持続化支援事業補助金	商工会の指導を受け、初めて経営計画を策定し、事業の拡大または持続的な事業の展開に取り組む小規模事業者	国の補助対象経費の2/3に相当する額から、国の上限額50万円を減じた額以内、上限25万円	
商工業振興支援事業補助金	工業展出展者支援事業	各種工業展、取引商談会などに出席する事業で、経費が3万円以上のもの	出展経費の1/2以内 上限1出展10万円、年額20万円
	物産展チャレンジ支援事業	物産展などに出席する事業で、経費が3万円以上のもの	出展経費の1/2以内 上限1出展5万円 (海外の物産展などに出席する場合は上限1出展10万円) 年額10万円
創業者等応援補助金	資金借入支援事業	山形県商工業振興資金の「開業支援資金」・日本政策金融公庫の「新規開業資金」、「女性、若者／シニア起業家資金」を利用して創業する方	補助対象となる借入資金3年分の利子の2分の1以内 80万円を限度
	創業者改装費支援事業	商工会の指導をうけ、町内の空き店舗などを改装し新たに創業する方	空き店舗などの改装に係る経費の2分の1以内 上限80万円
	空店舗等活用支援事業	商工会の指導をうけ、町内の空き店舗などを改装し新設、移設などする方	空き店舗等の改装に係る経費の2分の1以内 上限50万円
	サテライトオフィス等設置支援事業	町外事業者で町内にサテライトオフィスなどを設置する方	サテライトオフィスなどの設置にかかる経費の2分の1以内 上限50万円
中小企業等人材育成事業	若手人材（令和6年4月1日現在で、満15歳から満44歳までの方）を育成する中小企業者、匠工事業主など	①中小企業の経営者・従業員などの研修に係る経費の1/2以内 上限10万円 ②庄内職業高等専門校の普通訓練の研修に係る経費 上限20万円	
企業振興条例による支援制度	企業振興奨励金	工場などを新設、移設または拡充を行う場合、町民を新たに雇用するなどの条件を満たすとき	固定資産税相当額を2～5年間交付
	用地取得助成金	庄内町臨空工業団地あまるめの用地を取得し、その用地で創業した事業者	面積に応じて価格の35%～50%
	雇用促進助成金	町が指定する地域で工場などを新設、移設または拡充し、従業員を新たに20人（中小企業者は5人）以上雇用したとき	1事業者につき上限400万円
雇用労働・働き方支援	新規学卒者等採用活動支援事業補助金	就職情報サイトなどを活用した採用活動に取り組む町内の中小企業	就職情報サイトへの求人掲載する経費の1/2（1事業者あたり上限20万円）
	勤労者生活安定資金（融資）	組合や貸付共済制度を有しない企業などで働く方	①生活資金100万円②教育資金300万円 ③福祉資金100万円④自動車資金200万円
	雇用相談・内職相談（在宅ワーク等相談）	ハローワークと連携し、求人情報などをもとに、専門員（雇用産業活性化支援員）が雇用や内職相談に応じますのでお気軽にご相談ください	

## 住宅支援

担当：建設課都市計画係☎0234-42-0860

補助金・事業名	対象	補助額
定住応援 住まいづくり補助金	<b>【住宅取得支援事業】</b> 専用住宅や自ら営む店舗など（法人を除く）の併用住宅の新築、中古住宅を取得する方 	交付対象工事費の7%または以下の上限度額 ①新築住宅取得 ・定住応援型（限度額70万円） ・若者応援型 町外業者施工（限度額40万円） 町内業者施工（限度額100万円） ②中古住宅取得 ・定住応援型（限度額30万円） ・若者応援型（限度額50万円）
	<b>【住宅リフォーム支援事業】</b> 専用住宅や自ら営む店舗など（法人を除く）の併用住宅の増築、修繕、設置工事を行う方で、施工にあたり町内業者と契約する方	①基本額 交付対象工事費の5%（上限80万円） ②加算額（要件となる工事を行う場合） 交付対象工事費の10%（上限額10万円） ※移住世帯、新婚世帯、子育て世帯は上限30万円 ③加算額（減災対策工事を行う場合） 交付対象工事費の80%（上限額30万円）
老朽空家解体支援補助金	・住居として使用されていた空家 ・国が定める住宅不良度の測定基準により不良住宅に該当する空家 ※老朽度の事前調査を行い、その評点に応じた補助になります	①老朽度の事前調査で100点以上 対象経費の1/2 上限…町内業者施工50万円 町外業者施工40万円 ②老朽度の事前調査で10～99点 対象経費の3/10 上限…町内業者施工30万円 町外業者施工24万円
木造住宅耐震改修補助金	平成12年5月31日以前に着工された木造住宅で耐震診断評価が1.0未満かつ、耐震改修工事によって耐震診断評価が1.0以上となるもの	耐震改修に要する費用の1/2 限度額…100万円
木造住宅耐震診断制度	平成12年5月31日以前に着工された木造住宅で、一般診断法による耐震診断を過去に受けていないもの	1棟あたり133,100円 (申込者負担額13,100円) ※耐震診断士派遣に掛かる費用です
建築物耐震診断補助金	昭和56年5月31日以前に着工された民間建築物で、耐震改修が必要と判定された場合は5年以内に耐震改修の実施に着手する予定であるもの	耐震診断に要する費用の2/3 限度額（床面積） ・1,000㎡以内の部分 (床面積) 1㎡あたり2,000円以内 ・1,000㎡超2,000㎡以内 (床面積) 1㎡あたり1,500円以内 ・2,000㎡超 (床面積) 1㎡あたり1,000円以内
ブロック塀等撤去支援補助金	ブロック塀などがコンクリートブロック造か組積造で、道路面からの高さが1m以上の塀などのみの撤去であって、町内業者と契約する方	撤去に要する工事費2/3または撤去したブロック塀の延長に1mあたり3万円を乗じた額のうち、いずれか少ない額（上限15万円）
建築物等除却支援事業補助金	・火災その他の災害で被災したもの ・県が定める老朽度・危険度判定基準によるC、Dランクの建築物など ・建築物の所有者または管理者に代わって建築物などの除却をするもの	①除却に要する作業費 (床面積) 1㎡あたり2,500円以内 ②住宅敷地の整理に要する経費 (敷地面積) 1㎡あたり125円以内 ①②の合計額（上限50万円）

## 結婚支援

担当：企画情報課まちづくり係☎0234-42-0162

補助金・事業名	対象	補助額
結婚新生活支援事業費補助金	令和6年1月1日～令和7年3月31日に入籍し、婚姻日の年齢が夫婦共に満39歳以下で、夫婦の所得合計額が500万円未満の夫婦	賃貸住宅の住居費および引越費用 上限 29歳以下…1世帯当たり60万円 30歳～39歳…1世帯当たり30万円
出会い応援事業補助金	やまがたハッピーサポートセンターのマッチングシステムへ登録または更新する方で、昭和59年4月2日～平成16年4月1日までに生まれた方（登録料、更新料1万円）	女性 登録料または更新料の全額 男性 登録料または更新料の半額

## 教育支援

担当：教育課教育総務係☎0234-43-0126

補助金・事業名	対象	補助額
育英資金貸付事業	庄内町に住所を有し、町税などの滞納がない方の子で、学資の支弁が困難と認められる学生、生徒 	高等学校…月額1万円以内 高等専門学校…月額2万円以内 大学または専修学校…月額5万円以内 入学時一時金50万円以内 ※貸付金は無利子、返還義務あり

## 出産支援

担当：子育て応援課こども家庭支援係☎0234-42-0164

補助金・事業名	対象	補助額
1か月児健康診査	町内に住所を有する生後1か月程度の乳児	上限3,000円/回
産婦健康診査	町内に住所を有する産後1か月程度の産婦	上限3,000円/回
多胎妊婦健康診査	多胎妊娠で妊婦健康診査受診票14回分を超えて、自費診療で妊婦健康診査を受けた場合	上限20,000円 (5,000円を4回)
妊婦歯科健診	町内に住所を有する妊婦 1回/妊娠	5,320円/回
生殖補助医療費を一部助成	医療保険が適用される生殖補助医療を受けている方で、県の助成を受けられた方	上限90,000円 (30,000円を3回)
初回産科受診費助成	妊娠の判定を受けるための産科医療機関の初回受診で町内在住の妊婦（所得制限あり）	上限10,000円/回

## 子育て支援

担当：子育て応援課子育て支援係☎0234-42-0171  
子育て応援課子育て支援センター☎0234-42-2268

補助金・事業名	対象	祝品など
誕生祝品	第一子からすべてのお子さん	出生児1人につき商品券5万円分の商品券
幼稚園入園・進級祝 絵本贈呈事業	町内在住の全ての4歳児のお子さん（H31.4.2～R2.4.1生まれ）	絵本を贈呈
在宅保育世帯支援事業（こっころデー）	1歳1か月以降の未就学児で保育施設などに在籍していないお子さん	①毎月のこっころデーに子育て支援センターへ来館するとプチ記念品贈呈 ②お子さんの誕生月のこっころデーに子育て支援センターへ来館すると「大きくなったねプレゼント（玩具）」贈呈